

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
260425003	26年3月13日	26年4月10日	26年4月25日	省エネ法に基づく(主務大臣への報告と)地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づき(省エネ法)長への報告への一元化	【先の回答に対する再提案】 「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月8日閣議決定)に基づき、事業者負担の軽減に向け、引き続き、自治体への働きかけを行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地方環境条例等も制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とはほぼ同一自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	対応	条例に基づく報告制度は地方自治法に基づき(自治事務として制定されていることから、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化は困難ですが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の報告に関する条例の制定又は改正を行うこととする自治体について、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう、今夏までに要請します。
260425004	26年3月13日	26年4月10日	26年4月25日	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善	「規制緩和により指定地域内において地下水の採取量が増加すると地盤が沈下し災害が生ずるおそれとあるが、地盤沈下に関する予測技術(地盤の弾性係数の利用など)の活用により、地下水の熱利用実施可能な地域や地層を特定するとともに、適切な仕組み(地盤沈下に関するリスクアセスメント手法、地下水等のモニタリング・運用管理方法、行政への定期報告の実施)を構築すれば、地盤沈下による災害の発生を防止できるのではないか、既にオランダ等の海外では、地下水の熱利用に関する法制化が進み、数多くの実績がある。 そこで、我が国においても、大幅な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用を推進するため、地盤沈下に関する予測技術の活用により、実施可能な地域や地層において技術上の基準を改善するとともに、リスクアセスメント等の適切な仕組みを構築するよう、早急に検討を行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	・工業用水法(環境省・経済産業省共管) 政令で定める地域内で吐出口の新面積が6cm <sup>2</sup> 以上の揚水機を用いて工業の用に供するために地下水の採取を行うおとする者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律(環境省) (通称:ピル用) 水法) 政令で定める地域内で吐出口の新面積が6cm <sup>2</sup> 以上の揚水機を用いて建築物用地下水の採取を行うおとする者は都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、指定都市の長の許可を受けなければなりません)。	工業用水法第3条、第5条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条	対応不可	工業用水法及び建築物用地下水の採取に関する法律における指定地域は、工業用水法第3条第2項、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第3条第1項に基づいて既に地盤沈下が生じている地域等が指定されており、その指定地域における地下水の採取の許可に係る技術的基準は各々の施行規則により定められております。 提案内容の中に「地盤沈下に関する予測技術の活用により、実施可能な地域や地層において技術上の基準を改善するとともに、リスクアセスメント等の適切な仕組みを構築するよう、早急に検討を行うべきである。」とあります。しかし現状では、地盤沈下は一度生ずると回復困難であることを踏まえて、既に地盤沈下が生じている地域等における地下水の採取に係る基準を定めており、当該基準を緩和することは困難であることから、当該基準の枠組みの中で地下水の熱利用を推進していくことが適切であると考えます。
260425005	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	民間航空機および整備品の整備分野に適用される法律の航空法への一本化	【具体的内容】 民間航空機および整備品の整備分野に適用される法律の航空法への一本化 【提案理由】 2つの法律があるため、修理方法や設備をはじめとする各種の認可項目に重複が多く、二重の認可を受けざるを得ない状況が発生している。航空法の認定事業場においては航空機製造事業法を適用外とするなど、航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討をお願いしたい。	航空連合	経済産業省 国土交通省	航空法は国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を通航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としています。 航空機製造事業法は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによって、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによって、その生産技術の向上を図ることを目的としています。	航空法 航空機製造事業法	対応不可	航空機製造事業法については、昨年方法認可にかかる申請書類を航空法と共通化する等、規制対応コスト低減の観点からの規制緩和を実施してきています。 航空法と航空機製造事業法はそれぞれ異なる目的で規制を行っている中、実質的な規制対応コストの低減を進めているところであり、特段の法律の一本化についての必要性は認識しておりません。
260530013	25年10月16日	25年12月6日	26年3月31日	容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し	【要望の具体的内容】 容器包装利用・製造等実態調査(経済産業省・農林水産省実施)にあたっては、各事業者に調査記入を求めるとはならず、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会が把握する各事業者の実績値(排出量等)を確定すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 容器包装リサイクル法に基づく特定事業者は、毎年(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会に対して、用途ごとの容器包装使用想定量を基に再商品化の委託申請を行い、実績値確定後、精算を行っている。 さらに、毎年7月を目途に、所管省庁合同で行われる「容器包装利用・製造等実態調査」において、再度用途ごとの容器包装使用量を報告している。 ＜要望理由＞ 特定事業者にとっては、日本容器包装リサイクル協会への委託申請・精算ならびに容器包装利用・製造等実態調査への回答、という形で手続き上重複が発生している。 日本容器包装リサイクル協会への委託申請時に、「量・比率等決定のため、国へ使用量等のデータを共有する」旨の項目を新たに設けて、各事業者に確認すれば、調査自体が不要となる。これにより、国・事業者とも手間・コストを削減することが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装利用・製造等実態調査は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条から第13条までに基づく(特定事業者の再商品化義務総量・業種別比率等を主務大臣が定める際に必要な基礎資料を得るため)に行う統計法に基づく一般統計調査です。容器包装を利用する業種は幅広く、全数調査を行うことは、多(の)事業者に調査負担が生じることから、様本調査としています。 当該調査では、上記量・比率等を定める際に必要な基礎資料を得るため、容器包装を利用した商品の販売額や業務用出荷商品に用いた容器包装の量等を調査するとともに、特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量等の拡大推計のため、特定事業者に該当しない者(容器包装を利用・製造等していない者、小規模事業者)にも調査を行っています。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条	事実確認	容器包装利用・製造等実態調査では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条から第13条までに基づく(特定事業者の再商品化義務総量・業種別比率等を主務大臣が定める際に必要な基礎資料を得るため、公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会への委託申込み時に記載されない(容器包装を利用した商品の販売額や業務用出荷商品に用いた容器包装の量等)についても調査する必要があります。また、特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量等の拡大推計のため、特定事業者に該当しない者(容器包装を利用・製造等していない者、小規模事業者)にも調査を行う必要があるため、仮に御提案のとおりとした場合にも調査自体は不要となりません。



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のおおし判断したものです。  
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議の再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
260818016	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	容器包装リサイクル法の見直しについて(特定事業者の再商品化契約について)	再商品化委託料などについては、製造メーカーなどの上流でまとめて支払い業務を行い、流通段階において価格に転嫁する方法に変更していただきたい。これにより、複雑な手続きや容器包装利用の未払い事業者への対応が不要となる。一つの容器包装に対して、製造メーカーや小売業者など、複数の事業者からそれぞれ支払いを行う仕組みは複雑であり煩雑である。正確な再商品化委託料などを確実に徴収するためには、「公財」日本容器包装リサイクル協会への支払いは製造メーカーが行い、小売事業者などは商品(容器包装種類など)を仕入れた時点で委託料などの支払いが完了する(価格に含まれている)という方法が、効果的であり透明性があると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法では、第11条から第13条までに特定事業者の再商品化義務が規定されており、第14条に基づき、特定事業者は再商品化義務量の全部又は一部の再商品化について指定法人と再商品化契約を締結し、当該契約に基づき自らの債務を履行したときは、委託した量に相当する量について再商品化したものとみなされます。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条、第14条	事実認識	容器包装リサイクル法では、特定事業者による指定法人との再商品化契約について契約方法や支払い方法に関し債務の履行期限を除いて法令上制限は設けておりません。	
260818017	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	容器包装リサイクル法の見直しについて(ペットボトルを容器包装リサイクル法の対象外として認めてもらいたい)	ペットボトルのリサイクル率が85.8%(2011年度)に達成している状況から、ペットボトルについて段ボールやアルミ缶、飲料系パックなどと同等に容器包装リサイクル法の対象から除外していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法第2条第6項に基づき、特定事業者の再商品化義務の対象となる分別基準適合物が定義されており、その中から有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化を必要がない物として主務省令で定める物は除外されています。容器包装リサイクル法施行規則第3条において、法第2条第6項の主務省令で定める物は、主として鋼製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物と定められております。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項	事実認識	容器包装リサイクル法第2条第6項に基づき主務省令で定めるか否かの判断は、同項に「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化を必要がない物」と規定されていることあり、リサイクル率だけで判断できるものではありません。	
260818020	26年4月21日	26年5月14日	26年8月18日	外国人の就労環境整備	中小企業においても、海外展開を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのはわずかである。外国人留学生の採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語研修・職業訓練など総合的な支援策を推進されたい。また、卒業学部によって職種が限定される現行制度について、採用後は企業が異動先に適しているかと判断すれば在留資格の変更が速やかに行えるよう、柔軟な対応をされたい。一方、高度人材外国人の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入されているが、更なる利用拡充のため、外国人や企業関係者への一層の働きかけをお願いしたい。	大阪商工会議	法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	現行法上、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の基準を定める省令に、定める学歴等の要件を満たす必要があります。大学における専攻科目と就職先における業務内容については関連性が認められることが必要ですが、関連性の判断に当たっては、柔軟に取り扱っています。また、文部科学省では、外国人留学生の就職支援として、独立行政法人日本学生支援機構を通じて、大学・企業の双方が一室に申し、留学生の就職情報も含め意見交換を行う「全国キャリア・就職ガイダンス」を開催。外国人留学生が、日本で就職活動をするために必要な情報を、活動の時期に応じた日本語でわかりやすく(解説した「就活ガイド」)の作成を行っています。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条、第21条及び別表第一の二及び第五の表、平成22年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。)、平成24年法務省告示第126号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。)	その他、現行制度下で対応可能な検討に着手	法務省では、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識が限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の適当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱っています。法務省では、企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受け入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」を在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」に改める改正法の施行に向け、関係省令の整備等の準備を進めています。法務省では、高度人材ポイント制については、引き続き積極的な広報活動により、制度の周知を図ることとしています。厚生労働省では、外国人の就職支援のための拠点である外国人雇用サービスセンターと新卒応援ハローワーク留学生コーナーの連携により、日本での就職を希望する留学生に対するきめ細かな就職支援を実施しています。文部科学省では、これまで行ってきた外国人留学生の就職支援に引き続き取り組むとともに、新たな支援の在り方や関係省庁との連携の在り方について現在検討を行っているところでです。	
260919001	26年5月16日	26年7月3日	26年9月19日	子どもを伴った女性等の活躍を促進するための環境整備について(ベビシッターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材の活用を)	少子高齢化による国内の労働人口が急激に縮小する中、女性の潜在力を引き出し、活躍の場を提供することが喫緊の課題である。保育所入所待機児童数は4万6千人(厚生労働省発表資料、2012年10月)、母子世帯76万人(総務省統計、2010年)、65歳以上の要介護認定者数は469万6千人(内閣府「平成24年度高齢社会白書」という状況である。一方、家政婦就業者数は7万5千人(独立行政法人労働政策研究・研修機構、2010年推計)、ベビシッター数は2万1千人(公益社団法人全国保育サービス協会「平成24年度実態調査報告書」)、介護福祉士は118万人(厚生労働省、2013年9月現在)という状況であり、子どもや介護を必要とする高齢の親を持つ女性等の働く環境が整っていないのが現状である。法令及びその運用上、日本人は国内において外国人材を活用したベビシッターや家事代行サービス、介護サービス等を受け入れることができているが、一部の企業の外国人材(在留資格「投資・経営」または「法律・会計」)をもって在留する事業者の長又はこれに準ずる地位にある者(日本大使館職員等「外交」、公用)の在留資格をもって在留する者又はこれに準ずる地位の者(日米地位協定に基づき(少佐以上の階級にある者等))、また「高度人材外国人」として認定された者はその他の雇用主としての各要件を満たす場合には、「家事使用人」として外国人を雇用することができる(法務省告示第191号「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。))に掲げる活動を定める件)、法務省告示第126号「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。))に掲げる活動を定める件))。そこで、日本家庭においてもベビシッターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材を活用することが可能になれば、女性の就業促進に繋がると考える。	一般社団法人 内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省	「外交」(公用)「投資・経営」(法律・会計業務)又は「特定活動(高度外国人材)」、在留資格をもって本邦に在留する一定の者の個人的使用人として雇用され、所定の条件を満たした者については、家事使用人として「特定活動」の在留資格をもって本邦に在留することができます。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条、第21条及び別表第一の二及び第五の表、平成22年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。)、平成24年法務省告示第126号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。)	検討に着手	女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区において活発的に、地方自治体による一定の管理体制の下、日本人の家事支援材を目的とする場合も含め、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講じます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
260919008	26年6月20日	26年7月16日	26年9月19日	電気主任技術者兼任要件の明確化	【先の回答に対する再提案】 内規においては、容量(2MW以上)設備数(8基以上)について言及があるものの、電圧(特別高圧)については言及がなされていない。それにもかかわらず、電圧に着目し特別高圧設備であることを理由に兼任を認めないという運用がなされていることは、適切ではなく、改善すべきである。 また、内規の「容量2MW以上、設備数8基以上」の場合には慎重に判断し、部分については、事業者にとっての予測可能性を高める観点から、具体的な承認要件を明確化し、内規に記載すべきである。	(一社)日本経済連合会	経済産業省	電気事業法において、自家用電気工作物の設置者は主任技術者を委任することとなっています。原則、複数の事業場を同一の主任技術者が兼ねることは出来ませんが、保安上支障がないと認められる場合であって経済産業大臣の承認を受けた場合には可能となります。この承認要件は内規で定められており、兼任させる事業場について、資本関係等、や同一の敷地内で相互に影響を及ぼすような場合など、などを明示するとともに、「2MW以上となる場合には審査に慎重を期す」としております。	電気事業法第43条第1項「電気事業法施行規則第52条第3項、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	検討に着手	現在、2,000kWに閾値を設けているのは(1)特別高圧設備で波及事故が発生した場合に、その影響範囲は高圧設備に比べて格段に大きなものとなるため、電圧で制限をかける必要があると、設備規模を把握する上で設備容量(kW)がよく(使用されていること)、「電力品質確保にかかる系統連系技術要件ガイドライン」において、特別高圧で連系する設備は原則2,000kW以上とされていることから電圧にかえて設備容量2,000kWが目安として適当であったこと。(2)容量が大きくなるに伴い、変圧器や負荷自体も大きく(前所の点検にかかる時間も増えるためです。しかしながら近年、全量買取制度の導入による発電設備の急増等により、2,000kW未満の設備であっても、特別高圧に連系するなど、従前と異なる電圧区分に連系させる場合も生じていることから、事業者によりわかりやすいよう、規定の本来の主旨をより明確化し、年度内に公表いたします。 また、内規中「特に慎重を期すること」という文言は、「原則的には認められないが、保安組織の体制、管理方法、設備等総合的に考慮し、保安の確保が確認できた場合においてのみ認めよう」という意味です。保安組織の体制等については事業者毎に個別審査する必要があるため、一律に基準を示すことは困難ですが、これまで認めている具体的な事例については、事業者の判断の目安となるよう代表事例を公表いたします。
261121007	25年10月31日	25年12月24日	26年11月21日	河川法の河川管理施設と電気事業法の電気工作物の重複規制の見直し	ダムは河川法の河川管理施設として、ダムの管理者が管理するように規制されています。ところが、発電が目的のダムについては、電気事業法でも電気工作物となり、水力発電を行う発電事業者も管理するように規制されます。つまり、発電が目的のダムについては、河川法と電気事業法の2重規制になっています。どちらも、ダムの構造や強度などの安全性の確保とその維持、管理を義務付けています。安全上、河川法の河川管理施設として十分管理されています。電気事業法の規制がなくても支障があるとは思いません。 しかし、現状では、同じ内容の手続きが2つの法律に基づき行われています。また、電気事業法についてですが、ダムと水力発電所を発電事業者が一緒に管理するようになっています。従って、ダムと水力発電所の管理者が同じであることが前提になっているように思いますが、ダムの管理者と発電事業者が違う場合はどうなるのでしょうか。 ダムと水力発電所の管理が一緒にできない、すなわち、電気事業法を守ることができないという状況が生じる可能性があります。このような場合、ダムに何かあったときの発電事業者の責任は法的にどうなるのでしょうか。現在、自然エネルギー、再生可能エネルギーと水力発電が混在されています。また、政府はエネルギー改革、自由なエネルギー事業への参入などを推進するとしています。そのため、規制緩和もますます進められていくと考えられます。このような状況を考えると、今後、水力発電事業への新規事業者の参入も考えられます。例えば、既設の農業用ダムの水が余ってあり、その水を発電事業に使うというものです。当然、ダムと水力発電所の管理者が違うことになるでしょうから、現状では前に記載したような問題が生じ、水力発電事業への参入の弊害になります。この問題は河川法の河川管理施設を電気事業法の電気工作物として、重複して規制していることの原因があるのではないのでしょうか。従って、規制緩和として、現状の河川法の河川管理施設と電気事業法の電気工作物が重複しないように見直すべきと提案します。	個人	経済産業省	発電設備を含む多目的ダム(特定多目的ダム(国土交通大臣が管理)を除く)は電気工作物であることから、電気事業法による各種規制を行っております。	電気事業法	検討を予定	多目的ダムは、治水、発電などいくつかの用途を兼ねたダムであり、関係者による共同所有物です。このため、特定多目的ダムを除き、発電設備を含む多目的ダムについては、関係事業者においても共同所有物として、管理責任があります。他方、河川法第17条により「関係者と協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行うことができる」と定められており、この規定に基づき関係者と協議して管理の方法を別に定める場合であっても電気事業者が主たる管理者でない場合については、要望者からのアプロaching等を行い、電気事業法に基づき手続きの簡素化等を検討してまいりたいと考えています。
261216046	26年10月20日	26年11月5日	26年12月16日	中小企業信用保険制度の農業への適用	(具体的内容) 異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加えていただきたい。 (理由) 農業分野は成長分野とされているが、銀行等から農業者への資金供給は、制度上の障害もあって十分なサービスの提供が行えていない。 農業信用保証保険制度は、利用の手続きが煩雑である。また、肥料等を購入するなど運転資金を民間金融機関が融資を行う際には、保証を受けることが難しい。 一方、プロパー融資に対する保証は、中小企業信用保険の方がより簡素な手続きであるため、異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に加えていただきたい。 (現行規制の概要) 金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保証制度がある。本制度では、「農業」林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、「漁業」金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)が保険の対象外業種となっている。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度がある。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金について債務保証の対象となっている。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能である。 (参考)農業信用保証保険制度の対象資金(事実上、制度資金に限定) 1.農業近代化資金、2.農業改良資金、3.就農支援資金、4.農業経営改善促進資金、5.農業経営負担軽減支援資金、6.畜産特別資金、7.畜産経営維持安定特別対策に係る資金、8.農業者等が必要とする事業資金等	(一社)農林水産省 第二地方銀行協会	農林水産省 経済産業省	金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保証制度があります。本制度では、「農業」林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、「漁業」金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)が保険の対象外業種となっています。 また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金について債務保証の対象となっています。 なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合、中小企業者が農業者等であるなどの要件に該当すれば、農業信用保証保険制度の利用が可能です。	中小企業信用保証法第2条第1項第1号 中小企業信用保証法施行令第1条 農業信用保証保険法第2条 中小企業信用保証法第2条 独立行政法人農林漁業信用基金法第13条	現行制度下で対応可能	経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保証制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者に対する融資間の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」と)と農信保基金協会(以下「基金協会」と)に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制(ワンストップサービスの整備)とともに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく(使いやすい)制度となるように、両制度の対象業種を明確にした事例表を作成し、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、円滑な保証引受け、使い手の向上に取り組んでいます。 また、一部の国家戦略特別区域においては、農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設したところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
261216048	26年10月28日	26年11月21日	26年12月16日	中小企業信用保証制度の拡充(中小企業が農業に 진출する場 合の農業等 融資を追加)	近年、生産のみならず加工・販売まで自ら行う企業の農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補充制度として中小企業信用保証制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。 農業分野に関する信用補充制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業者にとっては、従来から利用している中小信用保証制度の方が申請手続きにおいて慣れていて利便性が高く、また、農業信用保証保険制度の場合には運転資金への保証対応ができないケースがあり、資金使途により二重に扱えない場合がある。 政府が掲げる成長戦略において、農林水産業を成長産業にしていることが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保証制度の保証対象としていたことが利用者利便、融資を追加。 また、平成25年10月18日に日本経済再生本部が決定した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」では、国家戦略特区において商工業とともに行う農業について信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしているが、国家戦略特区に限定せず、全国に範囲を拡大した方が金融円滑化に寄与するものとする。	(一社) 全国信用保証協会、信金中央金庫	農林水産省、経済産業省	中小企業信用保証法第2条第1項第1号 中小企業信用保証法施行令第1条 農業信用保証法第2条 中小企業信用保証法第2条 独立行政法人農林漁業信用保証法第13条	現行制度下で対応可能	経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保証制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会(以下「保証協会」)と農業信用保証協会(以下「基金協会」)に対して、両協会間での連携強化を平成24年7月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連携を取り合う体制(ワンストップサービスの整備)をとるとし、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく(使いやすい)制度となるよう、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成し、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、円滑な保証引込に向け、使い勝手の向上に取り組んでおります。 また、一部の国家戦略特別区域において、農業について、商工業とともに行うものにして、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設したところであり、こうした新たな制度の利用状況や効果等も見極めつつ、事業者の資金繰り円滑化に取り組んでまいります。	
261216065	26年10月30日	26年11月21日	26年12月16日	商工会議所のベンチャー出資基準の明確化	商工会議所がベンチャー企業、特に創業に関するベンチャー企業に出資し、民間からの出資の呼び水とする。 【現状】 商工会議所法には商工会議所の企業への出資に関する具体的な規定はない。 【効果】 同法第四条において「営利を目的としはならない」と規定がある一方で、第六条、第九条において「地区内の商工業の発達、を図る事業の実施が規定されており、ベンチャー投資の可能範囲が不明確となっている。 【対応】 商工会議所のベンチャー企業への出資は「営利を目的、に該当しないことから、これを認めることとする、または、一定の基準(出資先の企業の規模、商工会議所の財政に占める出資額の上限等)を設け、その基準内での出資を認める。 【効果】 商工会議所の出資は、ベンチャー企業の資金調達の呼び水となる効果があり、結果、ベンチャー企業の事業期間の支援となる、特に創業分野においては、初期段階においてベンチャー企業の役割は重要であり、その育成は日本の新事業開発の基盤となるものである。	大阪商工会議所	経済産業省	商工会議所法第4条、第6条、第9条	現行制度下で対応可能	左記のとおり、現行制度下において、ベンチャー企業であるか否かを問わず、商工会議所から出資することはいずれも可能です。	
261216066	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	石炭法レイアウト規制に係る届出に関する規制緩和	現行では、第1種製造事業所の新設、あるいは変更を実施する場合には、当該事業に関する事項について、主務大臣に届け出なければならないとされている。また、新設又は変更を実施したときは、届出に係る新設等の計画に適合しているかについての主務大臣の確認が必要となっている。この場合の主務大臣は、総務大臣および経済産業大臣となっており、計画に係る届け出内容の事前相談等を本省の担当者を実施するために、届出・認可までに時間を要するなどの、届出を所轄の消防署にしていたきたい。	民間企業	経済産業省	石炭法第5条、第7条、第11条、第46条	対応不可	新設等に関する計画の届出を義務付けている事業所は、コンビナート地域における第1種事業所のうち石油と高圧ガスをともに扱う事業所に限定されています。これは、市町村長等が消防法に基づき石油の貯蔵、取扱に伴う災害防止の観点から許可を与え、都道府県知事が高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの処理に伴う災害防止の観点から許可を与えています。石油及び高圧ガスに関連する各種装置が複雑に入り組んでいる事業所では、災害が発生の危険性が非常に高く、一度災害が発生した場合に被害が拡大する危険性の高いことに鑑み、事業所全体として防災上の一元的な対策を行うことが必要不可欠であると考えるに尽きます。 したがって、当該制度は、消防法及び高圧ガス保安法の両法令の規制も勘案し、総務省消防庁及び経済産業省が連携して審査を行うとともに、石炭法に基づき各法令を所管する関係行政機関(省庁)の長への事前協議・調整等を図る必要があること、対象事業所の中には複数の市町村にまたがる事業所があること、届出案件を集中的に関係省庁で連携して審査を行うことで審査の迅速性・効率性が担保される面もあること等の理由により、現状の制度を維持すべきと考えます。 さらには、事前相談にあたっては、メールや郵送等の手段も認めて、窓口も総務省消防庁に一元化する等、手続きの効率化や関係省庁連携を図っているところです。	
261216068	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	再生可能エネルギーの自家使用に対するインセンティブ付与	【要望の具体的内容】 再生可能エネルギーの自家使用(系統連系して電力会社に売電しなくてもFITの対象にする、戸建や集合住宅での自家消費のみでなく、需給のバランスが取れる(逆潮しない)範囲の「地域の自家消費」もFITの対象にする。 【提案理由】 電力会社が相次いで事業者からの再生可能エネルギー買取用の新規受入を中止・回答保留している状況に陥っている。その理由の1つは「送電線の能力不足」とされている。他方、再生可能エネルギーによる地産地消(自家消費)は、国際公約とも言われているCO2排出量削減や地域活性化( )にも貢献する施策であると考え、 とらへの取組(規制改革)として、系統に影響を及ぼさない範囲の自家消費の普及を加速することが肝要である。 8/21開催の経済産業省第15回産業構造審議会にて提示された地域経済再生のための5戦略「戦略4(地域に根ざす地域資源を活用した地域のブランド化と付加価値向上、域外展開と域内消費の拡大をめざす)」;	(一社) 電子情報技術産業協会	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	対応不可	自家消費向けの再生可能エネルギーの活用については、地域活性化等の観点から、重要であると認識しています。そのため、自家消費向けの再生可能エネルギー発電設備の個人費用の補助等によって、積極的に支援を行っています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げることか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議による再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270115004	26年10月16日	26年11月5日	27年1月15日		提携による(a)教育ローン、(b)リフォームローンを割賦販売法による規制の対象外とする。 (提案理由) 個別信用購入あっせんによる過量販売やリフォーム詐欺等の消費者トラブルの増加を受け、平成20年の割賦販売法改正により、規制対象とする個別信用購入あっせんの範囲拡大と登録購入等の規制強化が行われた。銀行の提携教育ローン等も規制対象となり、登録業者としての対応負担から多くの地銀が取扱いを停止・縮小せざるを得なくなった。しかし、商品・サービス販売業者からは提携希望が寄せられている。 (a)大学等(国公立・私立の学校・大学・短大・高専・高校・中・小学校・や私立の専門学校)との提携による教育ローン 学校側は入試・入学案内において地元金融機関の金利優遇等のある提携ローンを案内したいとのニーズがある。割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等(特に国公立の大学等)にはそのしつこい懸念はないと考えられる。 (b)リフォームローン 太陽光パネルの設置や、バリアフリー改修などのリフォーム案件の増加等に対応し、銀行はリフォーム業者との連携により、お客様に安定・低利の資金を提供することが求められている。銀行の場合、施工実績や地域における風評等をチェックし、信頼できる提携業者を厳選している。またお客様の実払能力を十分に調査する態勢も整備しており、銀行の提携リフォームローンを適用除外としても消費者保護上の問題はないと考ええる。 また、適用除外とする提携ローンを、例えば、国交省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録を受けている団体に属する事業者や、リフォーム瑕疵保険加入事業者との提携に限定すれば、より消費者のリスクが低減されると考える。 本要望が実現すれば、地元大学等の学生確保、地域のリフォーム市場や中古住宅流通市場の活性化に貢献できる。	一般社団法人全国土産物流通協会 経済産業省		平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手段的・一体的・内容的・一体的性及金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2、第35条の3の6第2項)	検討を予定	1. 本提案にあるローンについて、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に關する規定)が適用されなくなります。 2. 教育ローンについては、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。 3. 太陽光パネルや高齢化のためのバリアフリーのためのリフォームについては、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっていることから、消費者との間で生じているトラブルや消費者の延滞率等の実態を踏まえた上で、特に慎重に検討を行ってまいります。	
270115005	26年10月28日	26年11月21日	27年1月15日		平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信納できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、その登録業者になるためには事務負担・費用面で負担がかかるとから、実質的に取り扱おうができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。 については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。 ・大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ・住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。	一般社団法人全国土産物流通協会・信中央金庫 経済産業省		平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手段的・一体的・内容的・一体的性及金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2、第35条の3の6第2項)	検討を予定	1. 本提案にあるローンについて、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に關する規定)が適用されなくなります。 2. 教育ローンについては、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。 3. 太陽光パネルや高齢化のためのバリアフリーのためのリフォームについては、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっていることから、消費者との間で生じているトラブルや消費者の延滞率等の実態を踏まえた上で、特に慎重に検討を行ってまいります。	
270220001	26年6月9日	26年7月16日	27年2月20日		「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度」が開始され、ミニ風力発電から小規模・中規模・大規模地熱発電の開発を目指すべきが全国で顕在化するなど、当該制度は画期的な効果を発揮しています。 しかし、この法律は将来的に見直されることとなり、買い取り価格・期間については年度ごとに見直しが行われることになっています。 地熱発電の調査・開発は、大規模な開発ではロードタイムが10年を超えるため、現時点で直ちに開発・開始に着手したとしても、固定価格買い取り制度の申請・設備認定に至るまで数年を要することから、この法律の恒久的な適用が望まれます。 一方、設備認定に当たり、「満たさなければならない基準」として「発電設備の内容が具体的に特定されていること(製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要)」が挙げられていますが、これらが確定する時期は発電設備発注後となります。これでは資源量評価のための調査に数10億円規模のリスケマネーが投資された後まで発電価格の保証が得られないこととなり、採算性評価計算に基づく投資判断に影響します。地熱発電が他の再生可能エネルギー電源と異なる点は地熱井の掘削と資源評価に長期間と多額の投資を必要とする点であるので、構造試験井による初期資源量評価が行われて目標とする出力規模が設定され、試験井(噴出試験を目的とした調査井)掘削の段階に進む時点で設備認定の申請ができることが望まれます。 地熱の調査・開発は、現在の買い取り価格を前提にして着手していますが、買取価格・期間が見直されると、事業者側の採算性に大きく影響するので、事業として成り立つ適正な価格を長期的に固定していただくよう要望します。 特に、地熱開発は開発条件の良い案件から開発が進むという資源開発に固有の特徴があり、後発のプロジェクトほど開発条件が悪化して行くこととなります。買い取り価格が将来に向けて低下する場合は、先行プロジェクトだけに開発が行われ、その後、急速に後続プロジェクトが凍え込めようおそれがあることに考慮することが望まれます。	日本地熱協会 経済産業省		・再生可能エネルギーの発電コストは、現状では火力等に比して高いため、「発電に通常要するコスト」をカバーする価格で買い取り、投資回収しにけりとした見直しを与える固定価格買取制度を、今後とも安定的かつ適切に運用していくことが不可欠です。 ・本制度における毎年度の買取価格及び買取期間は、再生可能エネルギー発電に「通常要する費用」を基礎に、適正な利潤を勘案し、調達価格等算定委員会の意見を尊重して、毎年度定めることが法定されています。 ・他方、地熱発電につきましては、本制度の適用を受けた発電設備の新規運転開始実績が0件であり、制度開始時のコストの算定を見直す根拠は乏しいため、これまでの調達価格及び調達期間につきましては据え置かれています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討を予定	・御要望の調達価格及び調達期間に関しては、法律に基づき、今後とも地熱発電も含めた各電源のコストデータの集積等を行い、実態の把握を進めつつ、適切な価格の在り方につきまして、調達価格算定委員会において毎年度ご議論いただく予定です。 ・また、今後の固定価格買取制度の在り方につきましては、開発に要する期間の長い地熱などの電源を含め、その特性を踏まえたバリエーションのとれた導入を進める観点から、ご指摘の点を含め、引き続き、総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会でご議論いただく予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220014	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	政府の情報システム調達に関する改善	<p>以下を推進すべきである。</p> <p>(1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-1-(2)-」)</p> <p>(2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-3-(6)」)</p> <p>(3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版パイドル)(「根拠3」の第19条)</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」)</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>(1)の入札制限は分離調達の原則に則り採用されているが、上流工程と下流工程で業者が異なるため、作業の重複や責任所在が曖昧となる問題がある。(2)は「根拠1」で「限度の設定」を規定しているが、実態として制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けないことができる」について実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)契約金額も含めた開示が求められ、守秘義務の観点からも問題である。(5)長期プロジェクトであっても終了時の一括支払いとなっている場合がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>(1)を画一的に実施することは調達リスクを高め支出の無駄を生む。調達機会の増大に資する方策だが、案件の性質を踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(3)は事業者の健全な経営に影響を及ぼすため改善すべきである。また、(2)に記載の上取がないために、企業は万が一の場合のリスクを見積もる必要がある。結果として国家予算の無駄損失となる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する情報を求める旨はないと理解している。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>調達の質を高め、IT産業育成にも大きく貢献する。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異で厳しい。改善が進めば、国際的に整合する競争環境が整うと考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府総務省財務省経済産業省	<p>政府情報システムの効率性かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り取り、その改善を図ってきたところである。</p> <p>このようの中、</p> <p>(1)入札制限につきましては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により分離調達を推進してきており、要件定義等の工程支援に携わった事業者等については利益要件定義等の対象となる調達案件に係る入札への参加を制限しております。</p> <p>(2)損害賠償の上限設定につきましても、同基本指針におきまして、損害賠償範囲の限度を設定するよう規定しております。</p> <p>(3)知的財産権の帰属につきましては、産業技術力強化法第19条は、国の委託事業が広く含まれるものであり、政府における情報システムについても対象となります。また、同法の徹底化を図る取組の一環として、平成26年12月3日、情報システムの企画段階から調達、運用等に至る一連の過程を通じた共通ルールである「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が、内閣府が低価格を処理する各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において決定され、知的財産権については受注者に帰属することが原則である旨明示しています。</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和につきまして、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面を提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきまして、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代価の10分の8まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができます。</p>	(3)について産業技術力強化法第19条	(1),(2),(3)及び(5)について、現行制度下で対応可能	<p>政府情報システムに係る調達の改善につきましては、今後も引き続き推進することとしております。このようの中、</p> <p>(1)入札制限について</p> <p>現行の基本指針に基づく分離調達の取組みを見直し、来年度から施行される新たな「政府情報システム等の整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、形式的な分離調達に陥らないう、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位を検討する旨ルール化しております。</p> <p>(2)損害賠償の上限設定について</p> <p>損害賠償責任の明確化の取組を引き続き推進していくため、現行の基本指針と同様、新たなガイドラインにも損害賠償範囲の限度を設定するよう規定するとともに、契約書等における具体的な設定内容の例を府省間で共有出来るようにするなどの取組を進めていく予定です。</p> <p>(3)知的財産権の帰属について</p> <p>左記の通り、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が決定され、平成27年4月1日から施行されます。今後、パイドルについては、本ガイドラインに則り、各府省において適切に運用がなされるものと考えます。</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和について</p> <p>不適切な再委託により効率性が損なわれないが、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適宜な履行を確保するため、ご提出頂くを得ないかと考えています。</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について</p> <p>制度の現状のとおり、完済前に代価の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省庁において、適切に運用するべき事項となります。</p>
270220024	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	LNG設備、石油・ガスプラント等の建設工事の提出時期の見直し	<p>LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書(機器のベンダー図、強度計算書等)まで要求されているところ、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようにすべきである。</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書(機器のベンダー図、強度計算書等)まで要求されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>そもそも、工事着工の判断をする上では、主要図書(建設する設備の概要がわかるもの、配置図や設備構成図等)および詳細設計図書の参考図書があればよいと思われる。例えば、ポンプなら、申請段階においては型式、容量、仕様等の情報があればよく、メーカー・型番までの詳細情報は必要ないと思われる。</p> <p>申請時は、基本設計が終了した段階ではないため、実務においては、詳細設計図、調達品図が確定していない場合がある。このような場合に機器のベンダー図等を要求されると、短時間のうちに、詳細仕様を固め、複数のベンダーへ引直し、技術評価・価格交渉を経てベンダーを決める必要が出てくる。時間が十分にないことにより、その後仕様変更が生じたり、十分な価格交渉ができないため、高いものを貰うことになる等の不具合が発生することがある。</p> <p>そこで、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようにしてはほしい。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>上記のような不具合が解消される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>[総務省] 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う危険物施設は、消防法第11条に基づき市町村長等の許可及び完成検査を受ける必要があります。</p> <p>[経済産業省] &lt;高圧ガス保安法&gt; 高圧ガス保安法では、製造及び変更等の許可については都道府県の権限となっているところ、これらの許可申請時には法の「技術上の基準」に適合しているか否かを審査した上で許可を行うため、その審査に必要な書類として「強度計算書」や「構造図」等を要求することは適当と考えます。一方で、「メーカー・型番」等は「技術上の基準」と関係がないため、これらは添付書類として求めるものではありません。以上より、調達品の詳細設計図書等申請書の添付書類については、事業者と都道府県間において個別に調整をお願いします。</p> <p>&lt;鉱山保安法&gt; 鉱山保安法では、第13条により、鉱業上使用する建築物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なもの(特定施設)を設置又は変更の工事を行うときは、その工事の計画を産業保安監督部長に届けなければならないと規定しています。届出された工事計画が技術基準に適合するものであることを示す図面等が必要となりますが、型番等の詳細情報は必ずしも求められておりません。</p> <p>&lt;電気事業法&gt; 電気事業法では、設置又は変更の工事であつて、電気事業法施行規則で掲げる工事を行うときは、その工事の計画を産業保安監督部長に届けなければならないと規定しています。届出された工事計画が技術基準に適合するものであることを示す図面等が必要となりますが、型番等の詳細情報は必ずしも求められておりません。</p> <p>&lt;ガス事業法&gt; ガス事業法では、ガス工作物の設置又は変更の工事を行うときは、その工事の計画を届けなければならないし、必要な添付書類として「強度計算書」や「構造図」等を規定しています。届け出された工事計画が技術基準に適合するか否かを判断するために「強度計算書」や「構造図」等は必要となりますが、型式等の詳細情報は必ずしも求められておりません。</p>	[総務省]消防法第11条 [経済産業省]危険物の規制に関する政令第6条 [総務省]危険物の規制に関する規則第4条 [経済産業省]高圧ガス保安法 [電気事業法]ガス事業法	[総務省]消防法第11条 [経済産業省]危険物の規制に関する規則第4条 [経済産業省]高圧ガス保安法 [電気事業法]ガス事業法	<p>[総務省] 危険物施設の設置等の許可申請を行う場合に必要書類は、申請する危険物施設の建築物や設備等が、消防法令で定められた位置、構造及び設備の基準に適合していることが確認できる書類となります。</p> <p>例えば、移送取扱所の設置の許可申請を行う場合、ポンプについては、ポンプの種類、型式、容量等を添付して申請を行う必要がありますが、消防法令上、メーカー、型番までの情報は求めません。</p> <p>他の設備等についても同様、危険物施設の設置等の許可申請時には法令上規定されているものを提出すれば足りるものです。</p> <p>[経済産業省] &lt;高圧ガス保安法&gt; 現行制度にて対応可と考えます。</p> <p>[経済産業省] 現行制度にて対応可と考えます。</p> <p>&lt;電気事業法&gt; 現行制度にて対応可と考えます。</p> <p>なお、事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない工事であることを国が確認できれば、設置者に対して計画の事前審査を行う前に一部の添付書類を省略することができますといった制度があるため、この制度を利用する場合には、型式等の詳細情報が必要となります。</p> <p>&lt;ガス事業法&gt; 現行制度にて対応可と考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議による再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220061	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	発電用にも供しているボイラーの規制の見直し	ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用している場合に、蒸気の半分以上を発電用に充当していても、当該ボイラーの適用法規を電気事業法ではなく労働安全衛生法にすべきである。 【提案理由】ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用する場合、昭和40年7月1日40公局第566号により、蒸気の半分以上を発電用に充当すれば、当該ボイラーは電気事業法の規制が適用される。半分以上の場合、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される。そのため、これまで全量工場用に供給してきた蒸気を半分以上発電用として使用する場合は、当該ボイラーは、労働安全衛生法の規制から電気事業法の規制の適用へと変更され、電気事業法の技術基準を満たすためにボイラーに改造が必要となる。これには多額の費用が発生するため、蒸気を発電用として使用するのを断念せざるを得ないケースが多い。 他方、ボイラーの蒸気を発電用に使用し、発電後の排気及び排気を全量工場用に使用する場合は、2003年の見直しにより、一定の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される旨が示された。それまでは電気事業法の規制が適用。本見直しは、ボイラー自体の安全性について、電気事業法の規制でも労働安全衛生法の規制でも同等の安全性が確保されるために行われたものである。 そこで、ボイラーの蒸気の半分以上を発電用に充当していても、上記と同様の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーについては労働安全衛生法の規制を適用すべきである。これにより、小型蒸気発電機の導入が進むこととなる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	「自家用汽力発電所において発電用と工場用とに併用するボイラーの取扱いについて」(昭和40年7月1日付け40公局第566号)は、ボイラーを電気工作物または労働安全衛生法上のボイラーとして取り扱うかといった運用上の整理を示しているものです。 また、2003年の改正については、工場用蒸気をつくるボイラーから工場動力のプロセス途中にある減圧弁の代わり発電設備を設置した場合、50%以上の蒸気を発電設備に流入させることとなるので、昭和40年7月1日40公局第566号によれば、ボイラーは電気事業法の対象となるが、制限条件(最高使用圧力2MPa以下、最大蒸気量10t以下)、蒸気的全量を発電用蒸気タービンを経由しないで工場プロセスに送ることのできる管を有すること、事故時を含めたボイラーの制御が専ら工場動力等への利用の状況に基づ(ものである等)の下であれば、減圧弁のかわりとなる発電設備に蒸気を供給するボイラーについては電気事業法の規制対象としないとしたものである。	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条 「自家用汽力発電所において発電用と工場用とに併用するボイラーの取扱いについて」(昭和40年7月1日付け40公局第566号) 「蒸気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて」(内規)。(平成22年2月10日付け平成22-02-03原院第1号)	事実確認	ご指摘の2003年の見直しは、蒸気的全量を発電用蒸気タービンを経由しないで工場プロセスに送ることのできる管を有すること、事故時を含めたボイラーの制御が専ら工場動力等への利用の状況に基づ(ものである等)の下であれば、減圧弁のかわりとなる発電設備に蒸気を供給するボイラーについては労働安全衛生法による規制により安全が確保されるため、電気事業法の規制対象としないとしたものです。ご指摘のようにボイラー自体の安全性のみを評価して電気事業法の適用を受けないとしたものではありません。
270220062	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	風力・地熱発電における環境アセスメント手続きの迅速化	風力・地熱発電における環境アセスメント手続きを迅速化すべきである。その一環として、以下の見直しを求める。 ・他サイトでの既存データを国でデータベース化し、過去の調査結果と重複する箇所は調査を不要とする。 ・調査結果の審査を、国及び自治体が合同若しくは並行して実施し、住民への説明、縦覧及び意見書提出も並行して実施する。 ・規制の現状 現状の環境影響評価法に則る手続きの具体的な流れは、事業者側で方法書作成(公告・縦覧(地域の方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見) 審査 調査・予測・評価) 準備書の提出(公告・縦覧、説明会の開催(地域の方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見) 審査 評価書の提出(公告・縦覧)である。 ・要理由 上記 および において、他サイトの過去の調査と重複する調査が求められる場合があり、非効率となっている。そこで、例えば、過去の調査結果をデータベース化し、行政がそれらを参照して判断・意見できるようにし、重複調査等を回避すべきである。 さらに、住民への説明、縦覧及び意見書提出を並行して実施することや、の審査を、国および自治体が合同もしくは並行して実施することも可能であると考えられるので、これらを認めるべきである。 ・要望が実現した場合の効果 調査開始から事業開始までの手続の迅速化、行政効率の向上が図られる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	環境影響評価法及び電気事業法に基づき、出力が1万kW以上又は7500kW以上で環境影響評価が必要とされた風力発電所及び地熱発電所の設置の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境影響評価の検討を行うとともに、一般、関係自治体、国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	現行制度下で対応可能	風力発電及び地熱発電については、環境省においては全国の既存情報について環境基礎情報を収集するとともに、早期立地の適地と考えられる地域で既存情報等が確認されていない地区をモデル地区として選定して環境基礎情報を調査・収集し、これをデータベースとして整備する「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」を行っていることであり、こうしたデータを御活用いただくことで、調査の重複を避けることができると考えられます。また、経済産業省においては平成26年から実施している環境アセスメント調査早期実施実証事業により、環境アセスメント調査の迅速化を図る取組も進められており、他省庁とも連携して対応することが可能となる。環境省と連携しつつ、これをデータベース化することとしています。審査につきましては、環境影響評価の迅速化の観点から、審査期間の短縮に係る取組を行っており、既に国と自治体の審査を並行して行う等の取組を行っております。さらに、温室効果ガス排出量の報告及び集計結果の公表については、電子報告システムを導入することとし、事業者の負担軽減の観点から複数自治体への一括提出等を可能とするとともに、行政の効率化による早期公表の実現を図ることとしています。
270220063	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進	事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求めた、事業者負担の軽減に対する配慮や既存の法体系との整合性確保に關し、その後の各地方自治体の対応を把握するとともに、文書の様式や記載項目の統一、提出先の一元化に向け、必要な措置を講じるべきである。 【提案理由】省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期的報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球温暖化条例等制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。これらの文書に記載する事項は、ほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。文書の様式や記載項目を統一するとともに、提出先を一元化すれば、事業者の事務コストが大幅に削減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。 一方、地球温暖化条例等制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	検討を予定	昨年6月、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求め、その後、地方自治体へアンケート調査を実施し、各地方自治体の対応の把握に努めているところです。 また、条例に基づく報告制度は地方自治体に基づき自治事務として制定されていることから、省エネ法に基づく(報告と条例に基づく)報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行おうとする自治体に対して、アンケート結果や意見交換も踏まえて、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き継ぎを要請してまいります。また、法令上、事業者は取組期間中に住民説明会を開催することとされており、既に住民への説明と縦覧及び意見書提出も並行して行われております。
270220064	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	省エネ法に基づく中長期計画書の負担軽減	特定事業者が毎年度、主務大臣に提出する中長期的な計画(中長期計画)において記載を求められている「計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」、「その他エネルギー使用の合理化に関する事項」、「前年度計画書との比較」について、過去に提出された中長期計画の記載を分析し、可能な限り、記述式だけでなく、選択式でも回答可能な様式とすべきである。 【提案理由】特定事業者は、毎年度、経済産業省の定めるところにしたがい、エネルギーの使用の合理化目標達成のための中長期計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。特定事業者が中長期計画を作成するにあたり、各事業所が記載する内容の確認・精査に膨大な時間を要しているため、選択式の届出項目を増やすことで、記入者および受領者における作業負担の軽減を図るべきである。過去、多くの事業者から届出がなされていることに鑑みれば、その内容を分析することで、自由記述部分を減らし、選択式の届出項目を増やすことは可能と考える。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	中長期計画書は、省エネ法第14条に基づき、特定事業者が、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等について第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標を達成し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものである。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条	対応不可	省エネ法は、国内の資源燃料の有効な利用の確保を目的としており、その適切かつ有効な実施を図るために、判断の基準となるべき事項を定め、それに基づき必要な措置等を行っているところで、中長期計画書は、判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に關し、その達成のために作成するものとしており、中長期計画書の的確な作成に資するため、主務大臣は必要と認めれば方針を作成し、公表してまいります。いただいた提案内容については、具体的取組が分からないため、具体的な対応を講じることは困難ですが、引き続き事業者作業負担の軽減を図るような取組を進めてまいります。なお、中長期計画書の提出に際しては、電子報告システムを導入し、事業者の負担軽減の観点から複数自治体への一括提出等を可能とすることとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220065	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	省エネ法に基づく定期報告対象の限定	特定事業者が毎年度実施している、工場等におけるエネルギー使用の状況等の主務大臣への報告について、個別の工場・事業場の報告部分の作成を不要とすべきである。 【提案理由】省エネ法に基づく定期報告書においては、事業者全体に係る報告だけでなく、個別の工場・事業場に係る報告も求められている。これにより、事業部ごとにデータを管理している特定事業者においては、省エネ法に基づく定期報告書作成のために工場・事業場ごとのデータを再集計するなどの追加的な事務負担が生じている。個別の工場・事業場を報告対象とすなくとも、事業者全体のデータを把握していれば省エネの推進は可能であり、個別の工場・事業場については、報告対象から除外すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	現在、省エネ法第15条に基づき、省令第17条の様式に基づく定期の報告を求めています。 様式は事業者全体のエネルギー使用の状況等を報告する「特定表」と、個別の工場・事業場等のエネルギー使用の状況等を報告する「指定表」に分かれています。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第15条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第17条	対応不可	現行の省エネ法の適用は、特定表と指定表の両方を必要とし、事業者全体の判断基準に加えて、各工場等ごとに省エネプロセス管理の観点から遵守すべき判断基準をも勘案し、総合的に評価することにより我が国全体の省エネを推進しようとするものです。 より効果的な省エネに係る評価の在り方については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー新エネルギー分科会省エネルギー小委員会において議論を行っています。平成26年12月25日には「事業者単位規制の徹底」と題して、事業者単位で行う省エネ法の立入検査等の措置を中心に確認するスキームの検討を行うべきであるとの中間とりまとめを行っていただいたところです。 そのためには、工場等の現場に対する省エネの助言といった事業者の実態に即した効果的な法執行のあり方考える必要があるとされていることから、引き続き指定表の報告は必要であると考えます。	
270220066	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	変圧器に係るトランジエント規制の見直し	2014年4月以降に、従来の「トランジエント変圧器2006」から「トランジエント変圧器2014」に変更した場合について、両者の省エネ効果を比較すると、実質0.3%程度しか差がないにも関わらず、価格は約2倍(注1)となっている。効率アップに対し価格が高すぎるため、規制の見直しをお願いしたい。 (注1) 2014年4月時点での工事委託者の標準的な見積値であり、購入時期、購入数あるいは交渉等により価格は変動しうる。 <規制の現状> 変圧器のトランジエント判断基準が見直されたことにより、2014年4月以降は、従来のトランジエント変圧器2006(LIS 04304(2005))に準拠した変圧器は出荷できなくなった。このため、2014年4月以降に事業者が変圧器を交換する場合は、「トランジエント変圧器2014」に準拠した変圧器を購入して交換する必要がある。 <要望理由等> 政府審議会(変圧器判断基準小委員会(第1回)議事要旨)によると、「製造コストの変化につき質問があり、業界代表委員より、概ね1.5倍程度の上昇であるが、製造コストは経済状況、競争力の価格競争力により変動的であり、また、現行基準制定時には最終的にアルミニウムを使用することが一般的であったためその分のコスト上昇があった」とある。すなわち「トランジエント変圧器2006」から「トランジエント変圧器2014」へのコスト増加は1.5倍未満と見積もられた。しかし、実際には約2倍のコスト増加となっている。 そして、従来の「トランジエント変圧器2006」から「トランジエント変圧器2014」に変更した場合の省エネ効果(変圧器の全損失の減少)が小さいことが問題である。例えば、60kVAのトランスについて、年間電気使用量を160,000kWh/年として省エネ効果を計算すると、省エネ効果の違いは、わずか0.3%程度となる(トランジエント変圧器2006全損失(0.5kW)・トランジエント変圧器2014全損失(0.444kW) = 0.056kW)。 このように、費用対効果が少ないため、例えば上記の場合、設備投資分を回収するためには少なくとも26年以上の運転継続を要することになる。微々たる省エネのために事業者に負担がかかっているため、規制の見直しをお願いしたい。 <要望が実現した場合の効果> 経費削減となり、他の省エネ機器等の投資につながる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	(制度の現状) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」といふ)に基づきトランジエント規制は、家電や自動車等の製品を指定し、その時点で最も消費電力量や燃費水準等が優れた製品を参考に数値基準を定め、当該製品の製造又は輸入を行う事業者に対し、販売する製品が目標年度以降に当該基準を満たすことを求める制度です。 変圧器につきましては、変圧器の製造又は輸入の事業者が行う者は、目標年度である2014年度以降の各年度において国内向けに出荷する変圧器のエネルギー消費効率を正分として出荷台数により加重平均した数値が、基準エネルギー消費効率(以下「目標基準値」といふ)を上回らないようにすることとされており、	変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(経済産業省告示第七十一号)	事実確認	省エネ効果の点につきましては、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終取りまとめ(平成23年12月26日)において、目標年度(2014年度)における1台あたりのエネルギー消費効率(全損失)の省エネ効果(改善率)は、2009年度と比較して1.3%見込まれることとされています。なお、ご質問にございました(トランジエント2006全損失(0.5kW)・トランジエント2014全損失(0.444kW) = 0.056kW)における省エネ効果は11.2%になると認識しております。 なお、省エネ法に基づきトランジエント規制は、機器のユーザーではなく、製造又は輸入の事業者が行う者に対する規制であり、目標年度以降に出荷台数により加重平均した数値が目標基準値を満たすことを求めているものであります。例えば目標基準値を満たす製品をより多く(製造等することにより、目標基準値を満たさない製品があっても市場に投入し得る余地を残すことが可能となります。	
270220067	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	エンドユース規制中心の安全保障貿易管理制への移行	規制対象品目等のリストに基づく該非判定まずありきの現状から脱し、取引される品目等の最終用途に応じた、いわゆるエンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度へ移行すべきである。このような制度の下で、安全保障上の懸念があると政府が判断した取引について許可申請すべき旨を通知すること(インフォーム通知)を基本とすべきである。それ以外の取引についても、外国ユーザーリストによる懸念取引の一層の可視化を進めるとともに、安全保障上の懸念が極めて低いと考えられる取引は許可申請を原則不要とすべきである。 <規制の現状> リスト規制中心の現行の安全保障貿易管理制度の下では、業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制対象品目等に該当するか否かを確認すること(該非判定)が求められる。 <要望理由等> 企業の国際競争力を損なうことなく、機微な製品・技術の大量破壊兵器等への転用や安全保障上の懸念が強い国等への流出を防止するという安全保障貿易管理の本来の目的を全うするためには、当該貨物・技術の最終用途こそ重視されるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき、外国為替及び外国貿易法において、許可申請が必要となる貨物及び技術の規定しています。該当する貨物や技術を提供する際には、経済産業省へ許可申請を行う必要があります。	外国為替及び外国貿易法第25条及び第48条 輸出貿易管理令 外国為替令	対応不可	我が国の安全保障貿易管理制度は、国際輸出管理レジーム等の国際的な議論に基づいたものであり、各レジーム参加国においても同様の対象が規制されています。エンドユースの重要性は御指摘のとおり重要と考えておりますが、安全保障貿易管理においては、対象となる貨物や技術の機微度、仕向国、需要者、用途等を総合的に審査の上、懸念用途に用いられることがないかを判断することが必要と考えております。	
270220068	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	安全保障貿易管理に係る行政手続法第二章の適用除外規定の撤廃	外国為替及び外国貿易法における行政手続法第二章(申請に対する処分)の適用除外規定を撤廃すべきである。 <規制の現状> 国際的な平和及び安全の維持を妨げることと認められるものとして政令で定める地域を仕向地とする特定の種類の貨物、または政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を輸出・提供しようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならないが、これらの許可については、行政手続法第二章の規定は適用しないとしている。 <要望理由等> 例えば、ジョイントベンチャー(以下、JV)を形成する海外企業に対して提供しようとする技術が規制品目と該当することがある。その際、審査基準が曖昧なため、予め準備しておくべき書類等についてJV相手の十分な理解が得られず、ビジネスが円滑に進まない恐れがある。行政手続法の適用によって、より具体的な基準が示されることになれば、予見可能性が高まり、スムーズな事業展開に資するものと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	行政手続法第二章(申請に対する処分)は、審査基準や標準処理期間等が規定されていますが、外国為替及び外国貿易法に基づく(輸出許可申請については、適用除外とされています。	行政手続法第二章	対応不可	行政手続法第二章の適用除外とされていますが、通達「輸出貿易管理令の運用について」において、審査基準及び標準処理期間(審査期間)を公にしており、基本的には、これらに基づいて適切に対応しているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げられるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220069	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日		貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号に規定の「公知の技術」の定義を国際レジームの定義に合わせて見直し、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可を不要とすべきである。 <規制の現状> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号では、公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引については、許可不要とされている。しかしながら、現行の規定では、国際学会や学会での発表、大学での講義等、特定多数を対象とする取引は、すべからず許可を要することになりかねない。これに対し、欧州諸国では、国際レジームにおける「公知の技術」の定義が、そのまま各国の法令に盛り込まれ(例えばNSG(原子力供給国グループ)で定義の「in the public domain」 as it applies herein, means "technology" or "software" that has been made available without restrictions upon its further dissemination. (Copyright restrictions do not remove "technology" or "software" from being in the public domain.))、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として規制は不要とされている。 <要望理由等> 例えば国際学会等においてリスト規制に該当しそうな技術に関する議論に加わる場合、予め経済産業大臣の許可を得ておかなければならず、参加に支障をきたす。 わが国においても、国際レジームの規定に則し、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可不要としても問題は生じないと考える。	(一社)日本経団連 経済産業省 日本経団連 産学協会		貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条	対応不可	御指摘の現状の条文は、国際輸出管理レジームで定義されている内容を規定しているものである。なお、現行の規定ぶりにおいても、国際学会や学会での発表は、基本的には、技術を公知とするために当該技術を提供する取引に相当し、また大学の講義は、基本的に公知の技術を提供する取引であると考えます。		
270220070	26年10月20日	27年1月29日	27年2月20日		(具体的内容) 国立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について割賦販売法の規制の対象外とし、取扱いに伴う負担の軽減を図る。 (理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを行うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の都度調査を行ったり、年度ごとに取扱い状況に関する詳細な報告書提出するなどの態勢整備が求められる。従って、業務遂行に伴う負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。 「教育ローン」については、国立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の間与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。 利用者からは、銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者利便向上に資すると考える。 (現行規制の概要) 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となった。 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的・内容的・一体的性及び金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断される。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2、第35条の3の6第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、平成24年12月に取りまとめた産業構造審議会割賦販売小委員会の中期的な論点整理において、今後、検討するとしておりますので、以下の点に留意しつつ検討してまいります。 1. 本提案にあるローンについては、これを割賦販売法の適用除外とした場合、同法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に関する規定)が適用されなくなります。 2. 教育ローンについては、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。		
	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	提携教育ローンに対する割賦販売法の適用除外	[制度の現状]銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連性」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 [要望内容] 提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外としていただきたい(以下は除外条件を適用せず)。 特定前取引法の販売類型に該当する役務(特定継続的役務の提供契約) 民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで) 信用情報関係(法第35条の3の56から57まで) 信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの、信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。 [要望理由] 平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による教育支援(奨学金等の補助)の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制緩和の対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成19年に最高裁判決が出しており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。	都銀懇話会						

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議による再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220071	26年10月20日	27年1月29日	27年2月20日	信用保証協会保証付債権の譲渡に関する要件の緩和	(具体的内容) 再生ファンド等に譲渡する際の要件として、現状認められている 中小企業再生支援協議会の策定支援計画等に加え、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」を追加する。 (理由) 中小企業再生支援協議会等が関与していない計画に基づいて再生支援を行う場合、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。認定支援機関は、国が認定している機関であり、再生の公平性及び客観性が確保されるとみられるため、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」については、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡出来るよう要件を追加していただきたい。 これにより、認定支援機関を中心とした事業再生が活発化すれば、事業再生の実効性がより一層高まるものと考えられる。 (現行規制の概要) 以下のいずれかの計画に基づく場合に、保証付債権を再生ファンド等に譲渡することが可能。 1. 中小企業再生支援協議会が策定を支援した計画 2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 3. (株)整理回収機構が策定を支援した再生計画 4. (株)地域経済活性化支援機構が同機構法第25条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画 5. 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 6. 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 7. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 8. 産業復興相談センターが策定を支援した再生計画 9. (株)東日本大震災事業者再生支援機構が同機構法第19条の規定により支援決定を行った事業再生計画	(一社) 二地方銀行協会	経済産業省	中小企業信用保険法第3条第5項、中小企業信用保険法施行令第1条の3	対応不可	保証制度による中小企業資金繰り支援については、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を担い、両者が連携して、融資後ににおける経営支援や再生支援を行うことが基本であり、金融機関が関中において信用保証付債権を再生ファンド等に譲渡できるのは、中小企業者の再生の公平性及び客観性が確保されている場合に限るものと考えます。このため、保証付債権を再生ファンド等に譲渡することが可能な場合として、大きく分けて、公的再生支援機関が策定支援した再生計画に基づく場合か、私的整理ガイドラインに基づく再生計画に基づく場合に限っています。認定支援機関の中には金融機関(債権者)であったり、債務者と顧問契約を結んだ専門家であることも多く、恣意的に債権者・債務者との間で一方に偏った不利益が生じる可能性があります。また、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」の場合を対象に加えることは不適当と考えます。なお、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」の場合でも、私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画であれば、対象となります。	
270220072	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	省エネ法、地球温暖化対策条例に基づく報告の整合性確保と事業者負担の軽減	[提案の具体的内容] 経済産業省と環境省の連名の事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)(2014年6月20日)」が地球温暖化対策条例関係自治体向けに発出されたことであるが、整合性の確保や事業者負担の軽減に際し、関係自治体における対応状況を両省において把握するとともに、対応がない場合は自治体への要請を強化すべきである。さらに、両省が生産して、報告項目や報告資料が必要最小限としつつ、報告の様式や事項、算定方法、排出係数等を統一して、提出先の一元化まで講ずるべきである。 [提案理由] エネルギー使用量、温室効果ガス排出量等に関し、省エネ法と地球温暖化対策条例において、ほぼ同様な報告が求められているにもかかわらず、報告の様式や事項、算定方法、排出係数などが統一されていないため、府県を越えて広域で事業活動を展開している事業者は大きな事務負担を強いられる。報告内容の様式その他を統一し、提出先も一元化(例えば国に対して)すれば、事業者の負担軽減になるとともに、報告を受ける行政にとっても効率化につながると考えられる。	(公社) 関西経済連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的な報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出する。地方環境条例等も制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第14条、第15条、エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	検討を予定	昨年6月、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求め、その後、地方自治体へアンケート調査を実施し、各地方自治体の対応の把握に努めているところです。また、条例に基づく報告制度は地方自治体に基づく自治事務として制定されていることから、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告との一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行う自治体に対して、アンケート結果や意見交換も踏まえつつ、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。さらに、温室効果ガス排出量の報告及び集計結果の公表については、電子報告システムを導入することし、事業者の負担軽減の観点から複数自治体への一括提出等を可能とするとともに、行政の効率化による早期公表の実現を図ることとしています。
270220073	26年12月19日	27年2月3日	27年2月20日	LPガス保安機関の事業所増設時の事後届出の廃止	(提案の具体的内容) ・保安機関が事業所を増設する場合、事後届出を不要とする。 (提案理由) ・保安機関の手続きについて、A.認定、B.認定更新、C.一般消費者等の数の増加認可申請、D.減少届出、E.保安業務規程の認可申請、F.保安業務規程の変更認可申請、G.保安機関変更届出がある。 ・事業所を増設する場合、事前にCとF、事後にGを認める。 ・保安機関が事業所を増設する場合、あらかじめCとFを認可申請しており、事後届出を一律に義務付ける必要はない。 ・事後届出を不要とすることで、コスト削減になると考えられる。 ・県内で事業を行う場合のみ手続。事業拠点を増やするような事業者は、広域で事業展開するため国所管となるものが多い。	埼玉県	経済産業省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4(第8条を準用)	対応不可	保安機関の事業所新設時の変更届出については、当該事業所に係る保安業務規程変更認可後、認可を受けた日付以降に保安業務を実施しているが、ないは、いつの日付から事業所を新設し、保安業務を実施しているののについて、行政として確認する必要があるため、届出を義務付けているものです。具体的には、保安機関の事業所が当該届出をすることにより、委託を受けた一般消費者等の保安業務を開始したことが明らかとなり、当該一般消費者等の保安に関する責任発生時期を明確化することになります。また、規制庁が保安機関に対して立入検査などの事後規制を実施するに当たって、実際に保安業務を実施しているか否かの判断は、当該届出の有無で判断されることとなります。以上の必要性から対応することはできません。	
270220074	26年12月19日	27年2月3日	27年2月20日	地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大	(提案の具体的内容) ・地域活性化を加速させるためにも、法人格を有しない任意団体の申請容認を求める。 (提案理由) ・地域商店街活性化法第2条に該当する者として「中小企業者」が挙げられているが、その中には法人格を有しない任意団体が含まれていない。 ・県内の商店街は法人格を有しない任意団体が多く、任意団体の場合は、一部申請できない又は要件の追加がなされる場合があり、地域活性化に連れが生じる。	埼玉県	経済産業省	地域商店街活性化法第2条に該当する者として「中小企業者」が挙げられるが、これには、事業協同組合、事業協同組合(小組合)及び協同組合連合会、商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会が該当しています。	地域商店街活性化法第2条第1項	対応不可	地域商店街活性化法により支援する、地域コミュニティへの貢献を通じた商店街活性化事業は、長期間にわたり商店街全体で取り組む事業であるため、事業実施主体である商店街組織の体制や運営方法等につき一貫性及び継続性が確保されている事が重要である。また、本法律では、こうした商店街活性化事業に対し、補助金、無利子融資、税制措置等の政策資源を総動員して支援することから、融資や税務調査の対象となり得るような高い信頼性を有する主体であることが必要です。この点、事業協同組合及び商店街振興組合等は、法令により、事業、組合員資格、意思決定方法、民事上の責任関係、決算関係書類、会計帳簿等の必要事項や、行政庁の検査・報告徴収権が規定されており、体制や運営方法等の一貫性、継続性、信頼性に係る条件を満たしています。以上のことから、本法律においては、全国のモデルとなり得る高い成果があげられるよう、これらの条件を満たす法人格を有する事業協同組合及び商店街振興組合等を認定対象とし、支援措置を集中的に適用することとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270313001	26年10月16日	26年11月5日	26年11月21日	中小企業再生支援協議会の支援対象先への医療法人の追加	中小企業再生支援協議会の支援対象先、中小企業に準じる規模の医療法人を追加する。 【提案理由】 現状、中小企業再生支援協議会の支援対象は、産業競争力強化法に定める「中小企業者」に限定されており、医療法人は対象外。高齢化の進展もあり、医療法人の存在は地域の維持・活性化に不可欠だが、その経営環境は人口減少に伴い厳しさを増している。同協議会が医療法人の再生を支援できるように、独立行政法人 福祉医療法人も含め多数の優遇措置の調整が円滑に進むことが期待できるように、地銀が取引先医療法人の再生支援に取組みやすくなる。これにより、地域の医療機能や雇用の維持を通じ、地域の維持・活性化に大きく貢献できる。	(一社)全国地方銀行協会	経済産業省	現状、中小企業再生支援協議会の支援対象は、産業競争力強化法に定める「中小企業者」に限定されており、医療法人は対象外となっております。	産業競争力強化法第2条第1項、第127条第2項	対応	医療法人を対象に含めることにつきましては、他にもご要望がございましたこと等を受け、検討を行い、平成26年中に対応すべく、関係機関と調整し、準備を進めているところです。なお、個人開業医は中小企業者に該当するため、従前から支援を行っております。
270313002	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	電気事業法における蒸気タービンに関する規制緩和	電気事業法における工事計画の届出等は、汽力発電設備については、例えば300kW未満の場合は不要とすべきである。 【提案理由】 ＜規制の現状＞ 現状は、汽力発電所のうち、ガスタービンを原動力とするものは1,000kW未満、内燃力を原動力とするものは10,000kW未満の場合、認可および工事の事前届出が不要である。他方、汽力を原動力とするものは、蒸気タービンの設備容量に関わらず、0kWから電気事業法の規制対象になっている(施行規則別表第2、施行令9条9項)。 ＜要望理由＞ 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会小型発電設備規制検討ワーキンググループ報告書(2010年1月)では、リスク評価等の結果、「汽力発電設備については、300kW未満等の要件を満たせば届出を不要とすることが適切である」旨が記載された。この報告書は、電力安全小委員会(第23回)において了承され、必要な手続きが進められることとされたため、速やかに規制を見直すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 余剰蒸気の有効利用により、省エネルギー化・電源確保に資する。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	設置又は変更の工事であって、電気事業法施行規則で掲げる工事をものをしよとする事業用電気工作物の設置等は、国による工事計画の事前審査を受けることが義務づけられています。事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。 なお、小規模で一定の要件を満たしている火力設備は、工事計画の届出を不要としています。	電気事業法第39条第40条、電気事業法施行規則第65条、平成24年経済産業省告示第100号 「排気発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)」(平成22年2月10日付け平成22-02-03原院第1号)	対応不可(一部、事実確認)	これまでに小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っています。即座に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会小型発電設備規制検討ワーキンググループ報告書(平成22年1月)を踏まえた規制見直しもその一例です。報告書では、出力が小さい汽力を原動力とする設備(300kW未満のもの)のうち、熱源となるボイラー等が他法令で適切な管理がされているものについて、工事計画届出等の規制を緩和することが可能と結論付けたものであり、本報告書を受けて、既に平成24年経済産業省告示第100号により、規制緩和の措置を行いました。しかしながら、汽力を原動力とする設備については、基本的には、事故発生の潜在性、事故が起きた場合の被害が多いなど、内包するリスクが高いものであるとされているため、他法令で適切な管理がなされている設備以外については、電気事業法の対象として、その全てを工事計画の届出対象とする必要があると考えています。
270313003	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	一般電気工事士の見直し	第一種電気工事が一般電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備)の工事に従事するための免状の交付要件については、第二種電気工事士の場合、当該工事に必要な知識・技能は筆記試験にて確認され、実務経験が不要であることに鑑み、以下の「」のいずれかにより、とすべきである。 現状どおり、3年から5年の実務経験を要件とする。 当該工事に必要な知識に係る講習を受講し、実務経験を1年間短縮する。 当該工事に必要な知識に係る別途試験の合格を条件に、実務経験を不要とする。 この免状の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。 他方、第一種電気工事士の場合、最低でも3年から5年の実務経験が必要となる。理由は、第一種電気工事士試験の出題範囲は自家用電気工作物に限られ、第二種電気工事士試験の出題範囲の「一般用電気工作物に関する器具や配線の知識、法令について必要な知識」を持っているとは判定できず、一般用電気工作物に係る電気工事の保安の確保の観点から第一種電気工事士試験に合格したことをもって第一種電気工事士の免状の交付対象とすることはできないためである。 ＜要望理由＞ 第二種電気工事士の場合は実務経験がなくても上記の知識を有していることを試験によって確認できれば速やかに工事に従事できる制度であるから、第一種電気工事士の試験合格者についても、上記の知識に関する所定の講習を受講し、知識を有していることが確認できた場合は、必要な実務経験を、例えば1年間短縮できるような制度とすべきである。 あるいは、上記の知識に係る別途試験に合格すれば第二種と同様の知識レベルを判定しうるため、そのような試験を新設し、その試験に合格した場合は実務経験を不要とすべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 上記の工事に従事できる者の要件を合理化することで、電気設備の業務の人材の拡充を図ることができる。これにより有休人材の速やかな雇用が望め、電気工事業界の活性化に繋がる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	電気工事士法において、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事できる者として、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の免状交付を受けている者としています。 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、電気に関する工事に関して5年以上(大学、高校または専門学校において、電気工学に関する課程を修めて卒業した者は3年以上)の実務経験を有する者。若しは、これと同等以上の知識及び技能を有している都道府県知事が認定した者として、 また、第二種電気工事士免状の交付を受けることができる者は、第二種電気工事士試験に合格した者、国が指定した養成施設における過程を終了した者、又は、これと同等以上の知識及び技能を有している都道府県知事が認定した者としています。	電気工事士法第3条第2項、同法第4条第3項、同法第4項、電気工事士法施行規則第2条の4第2項、	対応不可	第一種電気工事士試験の出題範囲は自家用電気工作物に係ることに限られ、第二種電気工事士が行う一般用電気工作物に関する知識・法令等は、基礎的な電気理論に関するものを除き、出題対象とはなっていません。従って、第一種電気工事士試験に合格しただけでは、一般用電気工作物に関する器具や配線の知識、法令について必要な知識を持っているとは判定できず、一般用電気工作物に係る電気工事の保安の確保の観点から、第一種電気工事士試験に合格したことをもって、一般用電気工作物の工事を可能とすることは出来ません。 即座の又はの講習や試験については、現行の第二種電気工事士の養成施設における課程又は第二種電気工事士試験に該当するものであり、早期に一般用電気工作物の工事に従事するのであれば、養成機関で所定の課程を修了するか、実務経験年数を要していない現行の第二種電気工事士試験を受験し、免状の交付を受けていただくべきであると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270313004	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	保安業務従事者等の実務経験に関する要件緩和	電気主任技術者免状を取得している者には、信頼性が高く比較的点検が容易な簡易受電方式の受電設備について、短期間(第3種は3年、第2種は2年、第1種は1年)の実務経験を満たした保安業務従事者(電気管理技術者を含む)として業務が行えるようにすべきである。 <規制の現状> 電気事業法第43条に係る外部委託制度における受託者としての要件のひとつとして求められる実務経験年数については、簡易受電方式の設備等の一定の要件を満たした自家用電気工作物の場合、第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年となっている。 <要望理由> 平成17年の電気事業法改正以前は、財団法人電気保安協会の職員は、電気主任技術者免状を取得すれば、実務経験年数は必要なく、保安業務従事者としての業務が行えた。しかし、平成17年の電気事業法改正において、民間法人の電気保安業務への参入が容認された際、すべての法人の保安業務従事者について実務経験が必要(第3種電気主任技術者免状取得者が5年、第2種は4年および第1種は3年)との規制強化が行われた。「いきなり2年ではなく、安全サイドに立って1年程度の短縮が可能ではないか」との議論を経て、平成26年に、告示「電気主任技術者外部委託制度における必要年数の見直しについて」が改正され、実務経験年数を1年間短縮する(第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年)という規制緩和が行われた。 しかし、上記のとおり、そもそも平成17年以前は実務経験が不要であったこと、第5回電力安全小委員会では2年の短縮の可能性についても言及されていること等を考慮すれば、更に1年短縮(第3種電気主任技術者免状取得者が3年、第2種は2年および第1種は1年)すべきである。また、平成17年の規制強化により、保安業務従事者の急激な高齢化・人数減少が生じたため、現在も保安業務従事者が不足しており、保安レベル低下の懸念が強いため、平成26年の規制緩和に加え更に緩和すべきである。 <要望が実現した場合の効果> 資格取得後の電気保安法人への就職等の門戸が広がるため、保安業務従事者の減少・高齢化への歯止めとなる。ひいては電気保安業務市場において市場競争原理が働くこととなる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	電気事業法において、自家用電気工作物の設置者は主任技術者を選任することとなっているが、保安上支障がないと認められる場合であって経済産業大臣の承認を受けた場合には、一定規模以下の自家用電気工作物の設置者につき、一定の要件を有する個人又は法人に、その自家用電気工作物に関する保安管理業務の外部委託を認める制度を設けています。 外部委託となる個人又は法人の要件の一つに業務受託担当者の実務経験年数が求められており、免状の種類毎に必要な実務経験年数(第一種電気主任技術者は5年、第二種は4年、第三種は3年)が定められています。 平成26年5月、受託設備をそのリスクに応じて区分し、小規模かつ定型的なユーティリティ受電設備など、リスクが小さいと見込まれる機器には、必要実務経験年数の合理化(免状の種類毎に1年ずつの短縮)を図ったこととする。	電気事業法施行規則第52条第2項、平成15年経済産業省告示第249号	事実承認	実務経験年数の短縮は、未熟な技術者が保安管理業務を行うことを認めることとなり、保安レベル低下を招く恐れがあるため、ハード面での技術進歩等を勘案しつつ、慎重に判断する必要がある。平成15年5月の制度改正時点で、現在の設備の状況を踏まえた緩和を行うべきであり、当時の判断を及ぼす合理的な保安基準や技術革新はなく、また、規制緩和の影響が明らかではない現時点において、経験年数を更に緩和することはできません。
270313005	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	第3種電気主任技術者の監督の範囲拡大	第3種電気主任技術者免状取得者が監督出来る範囲を、一定の研修等を条件として、現状の電圧5万ボルト未満から電圧8万ボルト未満に緩和すべきである。 <規制の現状> 電気事業法施行規則第50条3によること、電気主任技術者の監督範囲は、資格区分によって異なっており、第2種では17万ボルト未満、第3種では5万ボルト未満の事業用電気工作物(出力5千キロワット以上の発電所を除く)の工事、維持及び運用となっている。 <要望理由> 近年は、いわゆるメガソーラー等の5万ボルト以上の事業場に配置する電気主任技術者不足が大きな問題になっているという実態がある。電力安全小委員会(2014年3月10日開催)で審議した。『第2種電気主任技術者の確保の内消化について』によれば、その人数は需要に対して十分に足りていないとある。しかし、有資格者の居住地と事業場との位置関係の問題から、実際に事業場で雇用できる有資格者の数は限られる。また、有資格者が死亡した場合等においては、経済産業省に届出などを行っていないため、有資格者数についても把握しきれない(同資料はこれらに漏れられていない)。 また、電気主任技術者資格要件検討ワーキンググループ報告書(平成21年3月)によれば、「第3種電気主任技術者が保安の監督できる電気工作物(電圧5万ボルト未満)が、事業用電気工作物の多くを占め」との記載がある。しかし、前述のとおり、近年は5万ボルト以上の案件が増えている。 また、近年、連断装置とGIS(ガス絶縁開閉装置)化されたこと等により、従来より電気工作物の安全性が向上していることや、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンプルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば一定の研修等を条件として、電圧8万ボルト未満まで第3種電気主任技術者の保安監督範囲としても問題がないと考えられる。 <要望が実現した場合の効果> 上記のとおり、現在の実態に即して第3種電気主任技術者免状の監督の範囲を拡大することで、第3種電気主任技術者免状所持者の有効活用・雇用の拡大に繋がる。また、前次的効果として、主任技術者としての知識レベルが向上して他の保安業務に活用できることが、保安レベルが向上し、需要家にも今以上に安全で適正な電気保安を提供できるようになる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	電気事業法において、第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者は電氣的設備に係る事業用電気工作物、第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者は電圧17万ボルト未満の電氣的設備に係る事業用電気工作物、第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者は電圧5万ボルト未満の電氣的設備に係る事業用電気工作物(出力5,000kW以上の発電所を除く。)について、工事、維持及び運用の保安の監督することができるとしています。	電気事業法施行規則第56条	事実承認	電気設備においては、電圧階級が上がるに伴い、リスクも増えるため、現行の電気主任技術者制度においては、電圧階級ごとに免状の種類を設定しており、太陽電池発電設備もその例外ではありません。 5万Vを超える電気設備に関しては、事故の際に一万Vを超える停電をもたらす波及事故を引き起こす可能性があることから、その維持管理にあり、より高い技術及び知識が求められ、現在の第三種電気主任技術者は、5万V未満の電圧階級の設備を扱う資格として設定しており、資格付与の要件もこれに対応しています。 (仮に、第三種電気主任技術者が5万V以上の電圧階級の設備を扱うようにするためには、第三種電気主任技術者の資格取得要件を厳しくせざるを得ず、結局現行の第二種電気主任技術者相当の取得難易度の資格にならざるを得ません。 なお、現行制度でも第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後5年間、1万V以上の電気工作物の工事、維持及び運用の実務経験を有していれば、第二種電気主任技術者免状の交付を受けることが可能です。 また、第二種電気主任技術者の確保の内消化のため、平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、電気主任技術者の選任範囲を明確化したQ&Aを改正(平成26年3月31日公表)し、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能であることを明確化するとともに、電気保安協会が行っているマッキングカーピス等について、経済産業省HPにて周知(平成26年3月31日公表)する等の取組を行っています。
270313009	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	自動車リサイクルシステムを適用した中古自動車の解体部品の解体手続き時における監視強化	[提案内容] 無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るため、中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続き時、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づきマニフェストを税関に提示するという新潟港の取り組みを、全国の港に拡大するよう要望する。 (参考: <a href="http://www.env.go.jp/council/former2013/03hai1/y035-11/ref14.pdf">http://www.env.go.jp/council/former2013/03hai1/y035-11/ref14.pdf</a> ) [理由] 自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のもか判別する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に現行新潟港では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。関係省庁が協力し、新潟港の取り組みを全国の港に拡大するよう要望する。 本提案は、平成26年度の規制改革ホットラインの要望の答申回答において検討項目とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	警察庁 法務省 経済産業省 環境省	現在、新潟港では、解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合において、当該解体自動車(自動車リサイクル法で認められた全部利用)であることを証明することを目的として、電子マニフェストの添付を求める取組を行っている。この取組は、自治体が中心となって関係事業者、経済産業省、環境省、警察及び税関の協力体制を構築し、自動車リサイクル制度における電子マニフェストを利用して不正な解体自動車の輸出を監視するものであり、この取組に関心を持った一部の自治体により、同様の取組が他の港でも実施されている。 一方で、関係者より、この取組はあくまでも自動車リサイクル法に基づき適正な解体自動車の輸出であることを確認するものであることから、盗難車を取り外された中古部品の不正輸出の防止には不十分であるという指摘があります。また、この取組自体について、電子マニフェストの有効性を含めた取組の実効性を十分に検証すべきとの指摘や、一部の地域における取組のみでは不正事業者が他の地域に流れれば引き続き不正事業者の解消には至らないという指摘があるため、引き続き動向を注視していきます。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270313018	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	<p>{制度の現状}店頭商品デリバティブ取引を行う銀行(商品先物取引業者)は、外務行為を行う者について商品先物取引法に基づき下記事項を記載した申請書を主務大臣に対し提出する必要がある。                      登録申請者の番号又は名称及びその代表者の氏名                      登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項                      氏名、生年月日及び住所                      役員又は使用人の別                      外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の番号、名称又は氏名及びその行った期間は、その行った期間</p> <p>[要望内容]                      申請書の記載事項のうち外務員の住所については、申請書の記載事項から除外頂きたい。                      [要望理由]                      多数の外務員が存在する銀行においては、外務員の住所の申請、及び住所変更時の変更届の提出が大きな事務負担となっているため、なお、金融商品取引法に基づき外務員登録申請においては、住所の記載が要件とはならないことから、商品先物取引法においても、管理監督上、必ずしも必須の要件ではないと考えられる。</p>	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法第200条第1項において、商品先物取引業者は主務大臣の行う外務員の登録を受けなければならないとされ、当該登録を受けようとする商品先物取引業者は、登録の申請に係る外務員の氏名、生年月日及び住所等を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならないとしております。	商品先物取引法第200条第3項	検討を予定	商品先物取引法における外務員登録制度については、顧客に勧誘を行う外務員の一定の資質を維持する観点から設けられております。この登録申請書の記載事項については、類似の立法例を参考にして、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	